

認定こども園

世田谷ベアーズのしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人尚徳福社会

認定こども園世田谷ベアーズ

〒157-0071 世田谷区千歳台6丁目7番2号

TEL 03-6279-5397

FAX 03-6279-5398

メールアドレス setagayabe@sfg21.com

.....目次.....

	ページ
重要事項説明書	
1、 事業者の運営主体	1
2、 施設の概要	・
3、 施設の概要・設備の概要	・
4、 当園の基本理念・方針	2 - 3
5、 職員体制	4
6、 教育・保育を提供する時間・休園日	・
7、 利用料等について（別表1・2あり）	5 - 6
8、 提供する教育・保育の内容	7 - 8
9、 毎日の教育・保育の流れ	9
10、 年間行事予定	10
11、 園利用にあたっての留意事項	・
12、 保健について	11 - 13
13、 アレルギー対応について	14
14、 給食について	・
15、 保護者に用意していただくもの	15
16、 嘱託医	16
17、 嘱託歯科医	・
18、 緊急時における対応方法	・
19、 非常災害対策	・
20、 相談・要望・苦情窓口	17
21、 個人情報の取り扱い	・
22、 その他保護者に説明すべき事項	・
23、 賠償責任保険の加入状況	18
賠償責任保険について	・
24、 感染症の登園届・意見書について	19
登園届・意見書（コピーしてお使いください）	

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

(1) 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原1889-6
事業者の連絡先	Tel 0859-26-5050 fax0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園								
名称	認定こども園世田谷ベアーズ								
所在地	〒157-0071 東京都世田谷区千歳台6丁目7番2号								
連絡先	(電話番号) 03-6279-5397 (FAX番号) 03-6279-5398								
メールアドレス	setagayabe@sfg21.com								
ホームページ アドレス	https://sfg21.com/setagaya/								
施設長氏名	小谷恵美子								
開設年月日	令和2年4月1日								
利用定員	141名(0～5歳)								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
	6人	15人	15人	1号 (幼稚園枠) 2号 (保育園枠)	20名 15名	1号 (幼稚園枠) 2号 (保育園枠)	20名 15名	1号 (幼稚園枠) 2号 (保育園枠)	20名 15名

(3) 施設の概要・設備の概要

敷地	敷地全体	1716.45 m ²
	園庭	509.46 m ²
園舎	構造	鉄筋造2階建て
	延べ	1038.31 m ²

主な設備の概要

設備	部屋数	面積
乳児室	2室	96.9m ²
保育室	4室	304.88m ²
遊戯室	1室	126.0m ²
調理室	1室	30.96m ²
調乳室	1室	4.64m ²
幼児トイレ	2個	47.41m ²
医務室	兼用	事務所の一部

(4) 当園の基本理念・方針

<目的>

認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

<運営理念>

子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉の向上に寄与すること。

[運営理念の具象化]

(子どもの意向の尊重)

子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。

(3Pを大切に)

子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にしたい運営・経営に努める。

(育てる人の意向の尊重)

子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。

(誇りの持てる職場)

施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が活かされ、誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。

(安全・安心)

子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるように健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。

(信頼は情報公開から)

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表等を整備し、財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

<運営方針>

認定こども園教育・保育要領を遵守しながら、子どもたちのことを第一に考えた教育・保育、一人一人の子どもの気持ちを十分に受け止めることが出来る教育・保育を行う。

保護者との良好なコミュニケーションを保ち、保護者が子どもを安心して預けることができる教育・保育を行う認定こども園にする。

保護者の充実した生活や仕事が、子どもたちの心の安定につながり、健全な発育を促すと考える。子どもたちが自らあそびを選び、考え、工夫し、決めていくことができる環境となるように努めて行く。

認定こども園生活の中で強制や押しつけをせず、禁止言葉を少なくするように努力する。保護者と連携をしながら、快適な環境の中で、園と家庭との一貫したリズムで生活が出来るようにする。

近隣地域との交流や異なる世代の人達との交わりや自然との触れ合いなどを大事にしながら、あそぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つように援助していく。

<教育・保育理念>

「今を未来につなげる保育」

- ・一人一人の今を大事に、しっかり受け止め、寄り添い、職種を超えて全職員で育てる。
- ・一人一人の発達のペースで急がず、その時期育つ力をじっくり育てる。
- ・一人一人の思いが最大限尊重されるよう努める。
- ・人として社会の中で協調しつつ自己実現できる人格形成の土台を育む。

<教育・保育方針>

- ・大人との信頼関係をしっかり築き、一人一人を大切にし、心身共に安定した生活を送れるようにする。
- ・ゆったりとした環境のもと、自然との触れあいを大事にしながら、友だちとの関わりの中であそぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つようにする。

<教育・保育目標>

子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

- 1.心身ともに健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整備し、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たす事ができること。
- 2.子どもたちが、自ら考え、判断し、主張し、行動できるように、ハード面でも、ソフト面でも保育環境を整えていくこと。
- 3.社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- 4.集団生活の中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 5.自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- 6.生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人の話を謙虚に聞き、理解する態度を養うこと。
- 7.世代や地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜び、作る喜びを体験させること。

(5) 職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	0人	資格：保育士、幼稚園教諭免許
副園長	1人	1人	0人	資格：保育士、幼稚園教諭免許いずれか有
主任	2人	2人	0人	資格：保育士、幼稚園教諭免許いずれか有
保育教諭 保育士	14人以上	13人以上	1人以上	資格：保育士、幼稚園教諭免許いずれか有
栄養士	1人以上	1人以上	0人	
調理員	2人以上	1人以上		うち、1名非常勤可
看護師	1人	1人	0人	
事務	1人	1人	0人	
保育補助	5人	0人	5人	
その他	3人		3人	嘱託医、嘱託歯科医、学校薬剤師(非常勤)

※最低限上記人数を配置します

(6) 教育・保育を提供する時間・休園日

【1号認定（幼稚園枠）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
利用時間	午前9時00分～午後2時00分	
	平日 一時預かり	朝：午前7時15分～午前9時00分
		夕：午後2時01分～午後8時15分
	休日、長期 一時預かり	朝：午前7時15分～午前9時00分
夕：午後2時01分～午後8時15分		
休園日	土曜日・日曜日・祝日・夏季休業7月19日～8月31日・冬季休業12月21日～1月7日まで・春季休業3月18日～4月9日	

【2・3号認定（保育園枠）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
利用時間	午前7時15分～午後8時15分	
	保育標準時間認定 (11時間)	午前7時15分～午後6時15分 【延長保育時間】 午後6時16分～午後8時15分
		保育短時間認定 (8時間)
	休園日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

別表 1

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（希望者のみ）

項目	クラス年齢等	金額
保育料 ※入園料なし	【保育園枠 0～2 歳】	保護者が居住する自治体で定める保育料 ※住民税非課税世帯は 0 円
	【保育園枠・幼稚園枠 3～5 歳】	令和元年度 10 月より、保育料が無償です。
給食費	【保育園枠 0～2 歳】	給食費は保育料に含まれています。
	【保育園枠 3～5 歳】	月額 4,500 円
	【幼稚園枠 3～5 歳】	通常：月額 6,000 円（5.6.9.10.11.2 月） 内訳）主食費：1,500 円 副食費：4,500 円 免除対象あり：月額 1,500 円（5.6.9.10.11.2 月） 内訳）主食費：1,500 円 ※1 号及び 2 号認定の副食費については、居住する自治体の市区町村による免除対象あり。 ※長期休暇期間のある月（4.7.8.12.1.3 月）は、 通常：【1 食 300 円×利用回数（日割り）】 免除対象あり：【1 食 75 円×利用回数（日割り）】とさせていただきます。 ※日割りの負担額が 6,000 円（免除対象あり：1,500 円）を超過している場合は、6,000 円（免除対象あり：1,500 円）が上限となります。
夕食代	【幼稚園枠 3～5 歳】	19：15 以降に利用する場合 日額 400 円
延長保育に係る料金	【保育園枠 0～5 歳】 ※ご利用の前月 25 日までに事前の申し込みが必要。 ※定員 15 名程度。 ※区内在住者のみ利用可。 ※満 5 か月より利用可	【1 時間延長保育利用料】 18：16～19：15 日額 400 円（補食代込）[10 日未満利用] 月額 4,000 円（補食代込）[10 日以上利用] 【2 時間延長保育利用料】 18：16～20：15 日額 600 円（夕食代込）[10 日未満利用] 月額 6,000 円（夕食代込）[10 日以上利用] ※夕食は 3 回食のお子様より（2 回食の場合は、ミルク対応） 【保育短時間認定の場合、基本保育時間内の延長保育 1 時間あたり 400 円。基本保育時間以降は 1 時間 800 円（補食代込）、2 時間 1,000 円（夕食代込）】
		スポット利用：30 分 200 円 ※申込されていない日のご利用は、スポット利用料金です。

		<p>※保護者の都合で急にお迎えの時間が遅くなる時などにご利用できます。</p> <p>※電車遅延の場合は、利用料はかかりません。(遅延証明書をご提示ください。)</p> <p>※スポット利用の場合は補食の提供のみです。</p>
一時預かり	【幼稚園卒 3～5 歳】	別表 2 「1 号認定一時預かり利用料」 参照
DVD 販売 (希望者)	【保育園卒・幼稚園卒】 全年齢	1 枚 400 円
行事写真販売 (希望者)	【保育園卒・幼稚園卒】 3 歳クラス～5 歳クラス	2L サイズ 1 枚 30 円

別表 2

1号認定預かり保育料（ご利用の前月 25 日までに事前の申し込みが必要、定員なし）

	基本時間	9:00~14:00		日 額	月 額
	平日 (月~金) 預かり	午後料金	降園時刻	14:01~16:15	400 円
14:01~17:15				500 円	5,000 円
14:01~18:15				700 円	7,000 円
14:01~19:15				1,100 円	11,000 円
14:01~20:15				1,300 円	13,000 円
朝料金		登園時刻	8:31~9:00	0 円	0 円
			8:00~8:30	100 円	1,000 円
	7:15~8:30		300 円	3,000 円	
土曜日 長期休暇 預かり	利用料金	降園時刻	8:31~18:15	1,600 円	16,000 円
			18:16~19:15	400 円	4,000 円
			18:16~20:15	600 円	6,000 円
	朝料金	登園時刻	8:00~8:30	100 円	1,000 円
			7:15~8:30	300 円	3,000 円

※日額：10日未満利用、月額：10日以上利用

※「保育の必要性の認定」を受けた3~5歳児クラスの子どもについて、預かり保育料の無償化の対象となります。

無償化の日額単価（450円）に利用日数を乗じた給付限度額（上限11,300円）と、実際に支払った預かり保育料を比較して、少ない方の金額を給付します。

例）平日 14:00~16:15 の一時預かりを 20 日利用し、月額 4,000 円を支払った場合。

無償化の日額単価（450円）×20日=9,000円（上限11,300円）・・・給付限度額

(A)

月額 4,000 円・・・実際に支払った預かり保育料 (B)

(A) > (B) なので、給付額は 4,000 円。

スポット利用	30分	200円
--------	-----	------

※保護者の都合で急にお迎えの時間が遅くなる時などにご利用できます。

※電車遅延の場合は、利用料はかかりません。（遅延証明書をご提示ください。）

(8) 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び全体的な計画に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供します。

子どもたちのことを第一に考えた保育を行い、保護者が安心して子どもたちをこども園に預け、仕事に集中できるようにすることが、子どもたちの心の安定につながり、健全な発育を促すことができると考えます。

また、自己決定のできる子どもに育つよう、自由に考え、行動できる環境を配慮します。自分で考え、工夫してあそべるように、自由な空間や考えてあそぶ玩具の提供を心がけます。

〈特徴〉

あそび

子どもたちは自分の好きなあそびを選択します。
幼児さんの中には小さいクラスへあそびに行き一緒にあそんだり、お世話を楽しむ子もいます。
子どもたちにとって「あそび」は「学び」です。
子どもたちの主体的なあそびを大切にします。

教育・保育

「人間らしさ」といわれる非認知能力が育つのは乳幼時期です。
人間の土台をつくるこの時期を大切に過ごします。
乳児は愛着関係、幼児は主体的な保育を大切に、体験からの学びを保障します。
私たちは「子の最善の利益」を追求します。

英語であそぼう

幼児クラスになると、外国人講師に来ていただき「英語であそぼう」を行っております。
幼児クラス、各30分ずつ、歌やゲームで英語に親しんでいます。
異文化への興味や関心を持ち、世界へ視野が広がればと思います。

食育

「安心・安全」を基に、給食を提供しています。
子どもたちは、野菜の栽培や給食に使用する野菜の皮むき、クッキング等を通して食物に関する体験を重ねていきます。
毎日の給食は、何より「食事を楽しむこと」を大切にします。

園外保育

子どもたちの興味関心に合わせて、園外保育を企画します。

音楽鑑賞、プラネタリウム、博物館など

子どもたちが興味・関心をもったものを追求できるように、援助していきます。

地域

公共施設が多い地域性を活かし、積極的に関わり、連携を図っていきます。

また、地域の方々に子どもたちを見守ってもらい、

地域に根差した園となるよう、地域交流、園庭開放も行っています。

午睡（お昼寝）

SIDS（乳幼児突然死症候群）を防ぐ為、厚着をせず、あお向け寝を徹底しています。

また、0・1歳児は5分おき、2歳児は10分おきに呼吸の確認を行います。



(9) 毎日の教育・保育の流れ

年齢 時間	3号認定児 (保育園枠0～2歳児)	2号認定児 (保育園枠3～5歳児)	1号認定児 (幼稚園枠3～5歳児)
7:15	<ul style="list-style-type: none"> 順次登園 視診、検温(0歳児)、 家庭との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 順次登園 視診 	<ul style="list-style-type: none"> 順次登園 視診 【1号認定児(幼稚園枠) 9:00までは預かり保育】 3歳～5歳児 合同保育
8:30	<ul style="list-style-type: none"> あそび 		
9:00	<ul style="list-style-type: none"> おやつ 		
9:15		<ul style="list-style-type: none"> 教育時間 (指導計画による活動) 発達に応じたあそび・活動 室内あそび 戸外あそび 	<ul style="list-style-type: none"> 教育時間 (指導計画による活動) 発達に応じたあそび・活動 室内あそび 戸外あそび
9:30	<ul style="list-style-type: none"> 授乳、離乳食(0歳児) あそび (室内・園庭・散歩等) 		
11:00	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人に合わせた保育 時間 		
12:00	<ul style="list-style-type: none"> 月齢により順次 	<ul style="list-style-type: none"> 給食 	<ul style="list-style-type: none"> 給食
13:00	<ul style="list-style-type: none"> 給食 	<ul style="list-style-type: none"> 発達に応じたあそび 	<ul style="list-style-type: none"> 発達に応じた遊び
14:00	<ul style="list-style-type: none"> 午睡 		<ul style="list-style-type: none"> 【1号認定児 順次降園 14:00時以降預かり保育】
14:30			
15:00	<ul style="list-style-type: none"> おやつ(0～2歳児) あそび 	<ul style="list-style-type: none"> おやつ あそび 	<ul style="list-style-type: none"> おやつ あそび
17:30	<ul style="list-style-type: none"> 順次降園 	<ul style="list-style-type: none"> 順次降園 3～5歳児 合同保育 	<ul style="list-style-type: none"> 3～5歳児 合同保育
18:15	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育開始 補食・夕食 あそび 	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育開始 補食・夕食 あそび 	<ul style="list-style-type: none"> 補食・夕食 あそび
20:15	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育終了 	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育終了 	<ul style="list-style-type: none"> 預かり保育終了
	<ul style="list-style-type: none"> (食前・食後随時 おむつ交換) 		

※以上は一日の教育・保育のおおよその流れですが、年齢別による年間計画をもとに、月案、週案を立てた教育・保育を行います。

※月齢によって個人差があるので、子どもたち一人一人に合わせて一日を過ごします。

※3,4,5歳は原則としてお昼寝を行いませんが、必要なお子さまには個別に対応します。

※1号認定児(幼稚園枠)は14:00に降園します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園・進級を祝う会、子どもの日の会
5月	
6月	水遊び開始
7月	七夕の会
8月	
9月	水遊び終了、引き取り訓練
10月	運動会(幼児)
11月	
12月	発表会(幼児)、年末お楽しみ会
1月	新年お祝い会
2月	節分の会
3月	ひなまつりの会、卒園式

・上記の行事は変更することがあります。

- ・太字は保護者参加行事です。
- ・年間を通して、個人面談、保育参観・参加を行っています。
- ・予定外の行事を行うことがあります。お弁当など、ご協力をいただく際は事前にクラスよりお知らせさせていただきます。

(11) 園利用にあたっての留意事項

<登・降園について>

- ・原則として保護者が責任を持って行ってください。それ以外の方が来られる時は必ず事前に名前等をご連絡ください。(安全管理上、写真を撮らせていただきますのでご了承ください)・登園は9：30までをお願いします。
- ・車での送迎はご遠慮ください。
- ・玄関のドアはナンバーキーとなっています。
(ナンバーは不定期に変更いたします) お子さまや送迎に関係のない方にはナンバーを知らせないでください。
また、安全上、玄関のドアの開閉は保護者の方が行ってください。
- ・欠席の連絡は9時00分までをお願いします。遅れての登園も同様です。
- ・お迎え後、お子さまから目を離さないようお願いします。
- ・バッジ、飾りのついたヘアピンや飾りのついたゴムは危険防止(誤飲)のため園での着用は避けるようにしてください。
- ・お迎え時間に変更がある場合は必ずご連絡ください。
- ・タイムカード打刻について(必ず保護者の方が打刻してください)
お子さまの登・降園時間はタイムカードの時刻で確認させていただきます。

(12) 保健について

<健康診断の実施について>

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	0歳児	毎月1回、嘱託医が健診をします。
	1歳児以上	年2回(春・秋)、嘱託医が健診をします。
歯科検診	全園児	年1回、嘱託医が検診をします。
身体計測	全園児	毎月、身長・体重の計測をします。 年2回(4月10月)、頭囲・胸囲の計測をします。

*各結果は、健康カードに記載し、お知らせします。

<健康観察をしましょう>

こども園は、子どもたちが活発に生活する場です。登園前には健康チェックをしましょう。見て触ってお子さまの体調を確認し、気になる様子がある場合は職員にお伝えください。

- ・機嫌、顔色や表情は普段と変わりないですか？ ・ミルクは飲みましたか？
- ・熱はありませんか？ ・排便はありましたか？
(37.5℃以上、平熱より+1℃以上ある場合は体調不良が考えられます)
- ・下痢や嘔吐はしていませんか？
- ・発疹はありませんか？
- ・食欲はありますか？
- ・爪はのびていませんか？

以上の事柄等に気をつけて見ていただきたいと思います。

<病気でお休みする場合>

- ・体調不良で欠席する場合は、症状をお電話にてお知らせください。
- ・急な嘔吐や頻回な下痢、高熱の症状が出た次の日は、ご家庭で様子を見ていただくようお願いします。
- ・受診の際には、認定こども園に通っている旨を伝えていただき、集団生活は可能か医師に確認してください。また、園で流行している感染症(例：感染性胃腸炎、インフルエンザ等)がある場合は、医師にお伝えください。

<登園の目安> 消化器症状においては、食欲が戻ってから登園してください。

発熱においては解熱後、24時間平熱で安定していることが登園の目安です。

<感染症対策及び患った場合>

「感染症対策ガイドライン」に則り、学校において予防すべき感染症に患った場合はお休みください。登園の際は病院を受診し「意見書(医師記入)」又は「登園届(保護者記入)」を提出してください。巻末の原本をコピーしてご利用ください。

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

<保育中の病気について>

保育中に発熱・嘔吐・下痢などの症状がある時には、お子さまの状態をご連絡します。また、体調によってはお迎えをお願いすることがあります。連絡がつくようお願いいたします。

連絡先が変更になった場合は、園の方にご連絡をお願い致します。

<お迎えのご連絡について>

発熱はおおよそ 37.5℃を目安にし、食欲の有無、機嫌は悪くないか、咳や鼻水の状態はどうかなどの全身状態を観察し、様子をみてご連絡します。他のお子さまへの感染のリスクや急変した場合のことを考え、体調不良のお子さまの長時間のお預かりはできかねます。ご理解いただきますようお願いいたします。特に高熱の場合は、できるだけ早いお迎えのご協力をお願いいたします。

<排泄物等で汚染した衣類について>

感染拡大防止のため、嘔吐・排泄物・血液等で汚染した衣類・タオル類は、園では洗わないようにしています。汚染した衣類等はビニール袋に入れ、「玄関に置いてある**緑のポリバケツ**」で保管いたします。汚染した衣類等がある際はお声掛けしますので、忘れずにお持ち帰りください。

<薬の取り扱いについて>

基本的には、お預かりしていません。風邪などの急性の病気については、各ご家庭で保護者の方が、責任を持って飲ませてください。ただし、経皮気管支拡張剤（ホクナリンテープ）の使用は24時間薬効があるため、そのまま登園をしていただいても構いません。使用している時には**貼付している旨と貼付開始時間**を必ず連絡帳にご記入ください。また、外れてしまう場合も考慮し、テープに**記名(貼付開始時間を書いてください)**をお願いいたします。慢性疾患については、園児が薬を服用又は塗布することで通常の生活を過ごすことができる場合に限り「与薬主治医意見書」を主治医に書いていただき、それをもとに「与薬依頼書」に保護者が記入し、お持ちください。

※何かございましたら、看護師にご相談ください。

<医療的ケアが必要な乳幼児の教育・保育について>

園では医療行為は行えませんが、医療的ケアが必要なお子さまについても、主治医からの「生活管理指導表」により、運動強度およびその他注意することを明確にして教育・保育にあたります。ご不明な点などがあれば、事前にご相談ください。



<予防接種について>

こども園は集団生活の場であるため、さまざまな感染症が流行するリスクがあります。主治医と相談の上、お子さまの体調のよい時に積極的に予防接種を受けましょう。接種した際には、連絡帳や健康カードに記入し、お知らせください。予防接種後はお子さまの体調変化を観察する必要があるため、こども園をお休みしている日や、降園後に受けるようお願いします。予防接種後に登園する場合は、医師と相談の上、しばらくの間医療機関や自宅でお子さまの状態を把握してからの登園をお願いします。予防接種を受ける際は事前にお知らせください。



<爪きりについて>

事故やケガの原因になりますので、ご家庭のご都合のいい時に定期的にこまめに爪きりをして下さい。

<教育・保育中のケガについて>

- ・こども園では、転んだり、ぶつかったりなどのケガの処置は、流水で洗う・絆創膏を貼る・冷やすなどの応急処置を行います。自宅に帰ったら絆創膏を剥がして傷の状態を確認していただきますようお願いします。
- ・職員も十分注意していますが、病院を受診しなくてはならないケガを負ってしまった時には、すぐに保護者に連絡を取り、受診先を決定します。連絡はいつでも取れるようお願いいたします。

<健康面に関する情報共有のお願い>

- ・入園前の個人面談をはじめとし、入園後は連絡帳、健康カードを介して園と保護者の方と情報交換を行います。また、お子さまの体調にご不安等ありましたら、担任や看護師にご相談ください。
- ・疾患やケガ回復後の登園等で、こども園での生活に制限が必要な場合には、ご相談いただくことで、お子さまの健康に配慮した安全な教育・保育が行えるようにしていきたいと思っております。なお、ご家庭でのケガ等で特別な配慮が必要となる場合、こども園での対応が困難な場合もございますのでご了承ください。

<保健についての掲示について>

感染症の発生や予防接種のお知らせなど、園内の情報だけでなく区や都からのお知らせ等も掲示します。

(13) アレルギー対応について

- ・食物アレルギー対応基準及び国の「アレルギー対応ガイドライン」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、適切な対応に努めています。
- ・アレルギー対応を開始する場合は、医師の診断を受け「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。
- ・食物アレルギーにおいては、アレルギー疾患生活管理指導表をもとに、担任、看護師、栄養士で面談を行い、除去食の提供等、園での対応を決めていきます。なお、給食対応が難しい場合はお弁当を持参していただくこともあります。

(14) 給食について

毎日を元気に過ごし、大人になっても健やかな生活を送るためには乳幼児期から健康的な食生活を身につけていくことが大切です。

こども園では給食を基本に、子どもたち一人一人の「食べる力」を豊かに育むための取り組みを行っています。

① 毎日の給食について

献立表を毎月配布しています。また、こども園の行事や食材の都合などで献立を変更することもあります。内容については掲示などでお知らせしています。

当日の食事・おやつは、モニター上に映していますので、お迎えの時にご覧ください。

② 離乳食について

それぞれのお子さまの成長・発達に合わせて、ご家庭と相談しながら進めています。

③ 食育について

こども園では、子どもたちが野菜の栽培を行う経験や給食食材の野菜の皮むき、米とぎをするなど、日常を通して食育の活動を取り入れています。

(15) 保護者に用意していただくもの

＜毎日の持ち物＞ *すべての持ち物に必ず名前を書いてください。

	0歳児	1歳児	2歳児	幼児クラス
連絡帳(園配布)	○	○	○	○
汚れ物袋	1枚	1枚	1枚	1枚
洋服・ズボン	3～4枚	3～4枚	2～3枚	2～3枚
肌着シャツ	3～4枚	3～4枚	2～3枚	2～3枚
おむつ	園で支給	8枚位	紙パンツ5枚位	
予備用靴下	1足	1足	1足	1足

＜毎週持ち帰りの物＞

- ・昼寝用バスタオル1枚 ・シーツ
 - ・園庭遊び用兼散歩用靴 ・散歩用上着（冬期）
- ※持ち帰り用の袋は各御家庭でご用意ください。

＜お願い・お知らせ＞

- ・着替え…活動しやすく季節に応じた服、体に合った服、また自分で着脱しやすいものをご用意ください。幼児クラスは自分で着脱できるものをご用意ください。
(飾りや装飾品が付いている場合、外れてしまうこともありますのでお控え下さい)
- ・靴下は毎日持ち帰り、洗濯をお願いします。
- ・持ち物の記名やサイズのチェックをお願いします。
- ・夏期…水あそびがあります。準備していただくものがありますので事前にお知らせします。
- ・冬期…散歩用上着をご用意ください。(フードのない動きやすいものをお願いします)

＜昼寝用バスタオルについて＞

- ・昼寝用のバスタオルにわかりやすく記名をしてください。
- ・布団、シーツ、毛布、毛布カバーは園で用意します。



(16) 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ナビタスクリニック川崎
医院長名	谷本 哲也
所在地	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 26-1 アトレ川崎 8F
電話番号	044-230-0580

(17) 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	世田谷デンタルオフィス
医院長名	中島 航輝
所在地	〒157-0071 世田谷区千歳台5-7-9 グリーンウッド1F
電話番号	03-3483-4618

(18) 緊急時における対応方法

教育・保育中にお子さまの健康状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方が予め指定した緊急連絡先に連絡します。また嘱託医、お子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので予めご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	成城消防署
所在地	〒157-0066 世田谷区成城1-21-14
電話番号	03-3416-0119

【管轄する警察署】

警察署名	成城警察署
所在地	〒157-0071 世田谷区千歳台3-19-1
電話番号	03-3482-0110

(19) 非常災害対策

防火管理者	小谷恵美子
消防計画届年月日	2022年2月15日
避難訓練	避難訓練 月1回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器等の備品、食材の備蓄、避難袋など
避難場所	第一避難場所：世田谷ベアーズ 第二避難場所：塚戸小学校
緊急時の連絡手段	災害伝言ダイヤル171、緊急ブログ、一斉メール

(20) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長・主任
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員	川本弘美

【要望・苦情等への対応方法】

- ・面接、電話、文書等の方法により、相談、苦情を受けつけております。
タイムカード脇にご意見箱を設置しています。

(21) 個人情報の取り扱い

<個人情報の利用目的>

保護者より提供を受けた個人情報や日々の教育・保育業務を通して得た個人情報は、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをします。個人情報保護法に基づいて目的以外には使用いたしません。

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家庭状況の個人を識別できる情報をいいます。

<個人情報の第三者への提供について>

「個人情報保護法」第23条に規定された事項に該当する場合を除いては、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

<個人情報の管理>

利用する個人情報を正確かつ細心に保つよう努めるとともに、漏えい、滅失(めっしつ)、または毀損(きそん)の防止、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。利用目的を失った個人情報は法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとしします。

<個人情報の開示・訂正・利用停止・消去>

個人情報窓口を設置し、保護者からの要求がある場合には法令に従って速やかに対応します。

苦情などについても個人情報相談窓口で受付し、適正に対応します。

☆個人情報の種類

児童票・個別指導記録(保育支援計画) 緊急引き渡し表他・連絡帳・健康記録
職員名簿 職員緊急連絡表・子どもの写真掲載(お誕生日の写真・フォトフレーム)
名札・ビデオ・写真・携帯での撮影・会議の資料

(22) その他保護者に説明すべき事項

ご意見、ご質問等ありましたらお気軽にお声かけください。

(23) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会） ・ほいくのほけん
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------

賠償責任保険について

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）

【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省で定めるもの（・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃による疾病・負傷による疾病）	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学(園)中の場合1,400万円）
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したものの	死亡見舞金 3,000万円（通学(園)中の場合1,400万円）
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したものの	死亡見舞金 1,400万円（通学(園)中の場合も同額）

② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）

【保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1000万円
		生産物	1事故	1000万円（保険期間中）
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円
	管理財物補償		1事故	100万円
	人格権侵害補償		1名・50万円 1事故・1000万円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガ 補償など	死亡・後遺障害		230万円	
	入院	1日あたり	3,000円	
	通院	1日あたり	2,000円	
	0-157等 補償		有り	
※保険料につきましては、変更することがあります。				

(24) 感染症の意見書・登園届について

医師が記入した意見書が必要な感染症 2018年改訂版保育所における感染症対策ガイドラインより

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染の恐れが無いと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌性感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、「—」としている。

登園届 (保護者記入)

認定こども園世田谷ベアーズ園長 殿

児童氏名 _____

【病名】 該当疾患に をお願いします。

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	R S ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	带状疱疹しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん

【医療機関名】 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において

症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

印またはサイン

保護者名 _____

意見書 (医師記入)

認定こども園世田谷ベアーズ園長 殿

児童氏名 _____

【病名】 該当疾患に をお願いします。

<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか)
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

_____年 月 日

医療機関名

ゴム印可

医 師 名
